

所得税・復興特別所得税 (国税)の確定申告と 市県民税(住民税) の申告が 始まります!



今年も所得税と市県民税の申告の時期になりました。申告の方法などの詳細については今月号の広報紙と一緒に配布した「[申告のお知らせ]」が始まります! 税の申告(以下、申告のお知らせ)に記載されていますので準備にお役立てください。
また、ご不明な点は税務署や税務課市民税係にお問い合わせください。

所得税の確定申告について 鹿沼税務署 ☎0289-64-2153
市県民税申告について 税務課市民税係 ☎21-5113

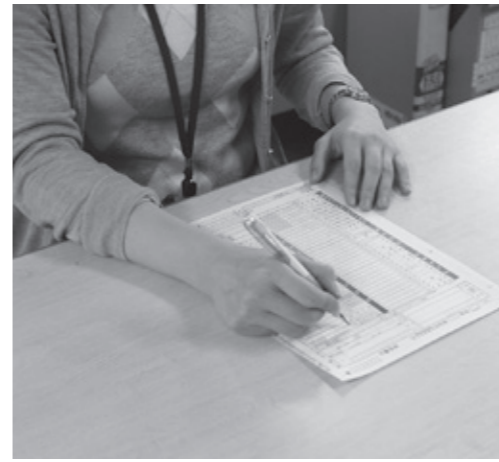
◆申告期間と会場について

☞鹿沼税務署での確定申告

期間: 2月13日(金)～3月16日(月)
午前9時～午後4時
受付会場: 鹿沼商工会議所アザレアホール(鹿沼市睦町2007-16)
※右の期間外は鹿沼税務署で申告してください。
※所得税の還付申告は1月5日(月)から鹿沼税務署で受付開始します。

☞日光市内での確定申告・市県民税申告

所得税の還付申告・市県民税の申告期間: 2月2日(月)～2月13日(金)
所得税の確定申告・市県民税の申告期間: 2月16日(月)～3月16日(月)
※各地域により開催場所・日程・時間等が異なります。



間帯が異なります。詳しい内容は【申告のお知らせ】をご覧ください。
※各会場とも土曜・日曜日、祝日は受付を行っていません。
※鹿沼税務署から申告用紙などが郵送された方は、その書類をお持ちください。

◆未申告(課税資料がない状態)にならないように

市県民税の課税資料は、国民健康保険税や介護保険料などの金額を計算する資料にもなります。
平成26年中に無収入で税法上の扶養になつていない方や、障がい年金・遺族年金のみの収入の方は、未申告のままだと正確な税額の計算ができず、低収入による軽減を受けられない場合があります。

れない場合があります。

収入があるのに未申告状態であること、さまざまな給付や手当に関わる金額などの正しい算定ができません。また、公営住宅などの入居や就学、融資のために必要な各種税証明書をすぐに発行することができませんのでご注意ください(事業所からの給与支払報告書や公的年金などから支払報告書などが提出されている場合を除く)。

◆障がい者や寡婦・寡夫の方の控除について

市県民税は、障害者控除や寡婦寡夫控除などが適用されると、合計所得金額が125万円まで非課税となります。
※勤務先での年末調整や、公的年金などの「扶養親族等申告書」などによって既に申告している場合は、改めて申告をする必要はありません。

◆障害者控除を受けるには

心身に障がいのある方、または心身に障がいがある方を税法上の扶養親族としている場合、所得控除の額が上乗せされ税額の軽減を受けることができます(ただし、青色または



白色事業専従者に該当する場合は、税法上の扶養親族になれません)。適用を受けるには、次の①～⑤のいずれか一つが必要です。手帳の有無や年齢の基準日は申告する年分の12月31日現在の状況で判断します。
①身体障害者手帳(赤色)
②療育手帳(緑色)
③戦傷病者手帳(黒色)
④精神障害者手帳(青色)
⑤市の福祉事務所長が発行する障害者控除対象者認定書
※⑤障害者控除対象者認定書については、市の生活福祉課障がい福祉係、または各総合支所市民福祉課で、申請により発行します。対象者は介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、障がい者に準じる状態と認定された方です。介護保険被保険者証および認定決定通知書の掲示だけでは障害者控除は適用されません。

表: 寡婦・寡夫控除の適用を受けるには

～下枠内の要件と一致するか確認してみましょう～

寡婦(①または②のどちらかに該当する方)	①夫と死別もしくは離別した後、婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子または扶養親族がいる。 ②夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下である。
特別の寡婦	上の①の条件に加え、扶養親族である子があり、かつ合計所得金額が500万円以下である。
寡夫	妻と死別もしくは離別した後婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下である。

◆寡婦(寡夫)控除をお忘れなく

税法上、配偶者と死別した場合や離別した場合、所得控除の額が上乗せされ税額の軽減を受けることができます。適用を受けるためには、一定の要件(左表)があります。原則、申告する年分の12月31日現在の状況で判断します。

担当者の声

申告の受付は、市民の皆さんに直接関わる仕事の一つです。皆さんから「頑張ってるね」と優しい言葉をかけてもらうこともあり、とても励みになります。また、きちんと申告してもらった上で納めてもらう税金なので、より良い使い方をしたいかなければと感じます。

約1カ月という短い期間に、1万件近くの申告を受け付けるため、申告会場は非常に混雑します。待ち時間を少しでも短く過ごしてもらうために、ご自身の申告資料を事前に整理・作成するなどのご協力をお願いします。

ご不明な点がありましたら、お早めに税務署や税務課市民税係までご相談ください。



税務課市民税係
かしわざり
柏木麻里主査

